

変更理由書

案件名 : 令和7年度御前崎港岸壁(-12m)(改良)既設構造物撤去工事(その2)

受注者 : 株式会社橋本組

本工事は、令和7年10月31日付で株式会社橋本組と契約し鋭意施工中であるが、以下の理由により変更を行うものである。

1. 石材仮置き場を追加する。
(適用条文:特記仕様書7-5(1))
2. 灯浮標の灯ろう・蓄電池一式(2基)を交換する。
(適用条文:特記仕様書7-6(1)(3))
3. 方塊ブロック撤去の数量を変更する。
(適用条文:契約書第18条)
4. 貝殻くず等の除去の費用を計上する。
(適用条文:契約書第18条)
5. 浚渫土量の精査変更をする。
(適用条文:特記仕様書9-2(3))
6. 浚渫区域における石材の発生に伴う数量を変更する。
(適用条文:契約書第18条)
7. 各仮置場所へ積込・運搬する土砂、及び石材の数量を変更する。
(適用条文:契約書第18条)
8. 基礎捨石の撤去・運搬・仮置数量の精査変更する。
(適用条文:特記仕様書9-2(3))
9. 消波ブロック撤去数量を精査変更する。
(適用条文:特記仕様書7-2(3))
10. 快適トイレの設置に要する費用を計上する。
(適用条文:特記仕様書 別紙-1 8-1-29)
11. 遠隔臨場に要する費用を計上する。
(適用条文:特記仕様書 別紙-1 8-1-32)
12. 施工期間中の荒天休止の実態により、供用係数ランクを変更する。
(適用条文:特記仕様書9-9(3))